

真の政治主導により東日本大震災の早期復興

～パートⅢ～ (改訂版)

東北志士の会

代 表	根本 匠（福島）
世話人代表	鈴木俊一（岩手）
幹 事 長	西村明宏（宮城）
事務総長	御法川信英（秋田）

「放射能から国民を守る法案」

～「原発起因災害」克服総合戦略を創設し、
国家プロジェクトとして取り組み～

【理念】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する二次災害（「原発起因災害」）は、大地震や大津波と同様の「災害」として捉え、放射線・放射能や風評被害などへの対策については、包括的・体系的な「原発起因災害」克服総合戦略を創設し、国家プロジェクトとして国が責任を持ち、かつ迅速に対処すべきである。

【取り組むべき政策 8 本柱】

- I. 「原発起因災害」対策工程表の策定
- II. 放射線、放射能の現状の正確な把握と除染
- III. 子どもの健康を守る。県民の健康を守る。
- IV. 農産物、加工食品、工業製品等の検査、安全証明、産業別風評被害対策
- V. 放射能、放射線の正しい理解
- VI. 風評被害への適切な補償
- VII. 「原発起因災害」への国の財政支援「原発起因災害交付金」を創設
- VIII. 雇用の確保、企業再生、地域の活力を取り戻す

○東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は農産物、加工食品、観光への風評被害から子供たちの健康への影響、産業の空洞化の恐れ等人の健康から産業活動まで、その影響は原発警戒・避難区域を超え広範囲に拡がり、立ち入りが制限された警戒区域等の原発災害対策と共に、原発に起因する二次災害として緊急に対応する必要がある。

○しかしながら、原発事故の早期収束は当然のこととして、原発に起因する二次災害、すなわち過去に例を見ない「原発起因災害」は、校庭の表土除去問題に見られるように、国の対応は後手に回り、個々の対策は手探りの状態、しかもスピードは遅い。

○県民の間には、放射能に対する漠然とした不安、将来の生活の不安が高まっている。風評被害も観光、農業、加工食品から工業製品までその影響が広範に及び、経済活動に深刻な打撃を与えている。

○このままでは、福島県の復旧、復興は遅れ、地域が衰退する恐れがある。政治主導を標榜する現政権がなすすべもなく立ちすくみ、国としての責任を果たせないのなら、地域から立ち上がり、国を動かすしかない。

【理念】

「原発起因災害」対策は、時間との競争。原発事故の収束をまって取り組むのでは遅すぎる。大地震・大津波からの復旧、復興対策とは「別の特別な枠組み」が必要だ。問題点をすべて洗い出し、個々の課題に迅速に対処すると共に、全体を俯瞰し、総合的な対策を政策パッケージとして構築（「原発起因災害」克服総合戦略）、国家プロジェクトとして推進する必要がある。

【取り組むべき政策 8 本柱】

- I、「原発起因災害」対策工程表の策定
- II. 放射線、放射能の現状の正確な把握と除染
- III. 子どもの健康を守る。県民の健康を守る。
- IV. 農産物、加工食品、工業製品等の検査、安全証明、産業別風評被害対策
- V. 放射能、放射線の正しい理解
- VI. 風評被害への適切な補償
- VII. 「原発起因災害」への国の財政支援「原発起因災害交付金」を創設
- VIII. 雇用の確保、企業再生、地域の活力を取り戻す

I、「原発起因災害」対策工程表の策定 — 「原発起因災害対策推進計画」

「原発起因災害」工程表を策定し、短期、中期、長期のタイムスケジュール、国、県、市町村の役割分担を明確化し、総合的、計画的に対策を実施すべきである。

その際、大地震、大津波の「災害」復旧と同様に「原発起因災害」は、東京電力に任せるのではなく、「災害」と捉え、国が責任を持って対処すべきである。

Ⅱ. 放射線、放射能の現状の正確な把握とすみやかな除染・放射線量を低減

放射線モニタリングの対象地点を大幅に拡大し、必要な地域の除染を目に見える形でスピード感を持って実施。住民の皆さんの不安を和らげる。原発の収束を待って取り組むのでは遅すぎる。

また、国、県、市町村等、関係機関の連携の強化、一元化が必要。国は各省縦割りを廃止、支援体制を構築し、福島県はじめ関係機関をバックアップ。

1、放射線詳細モニタリング

放射能の飛散は広域に広がっている。県内の放射線量を地域別にきめ細かに計測、継続的にモニタリング。地域ごとの放射線量を正確に把握、公表。その際、必要な地域は町内会等の協力を得て、全戸の放射線量を悉皆調査。放射線量分布マップを作成。

【例：福島県が中心となって、市町村や県立医大はじめ関係機関と連携してモニタリングを実施する（統一的な計測マニュアル等）。】

2、土壌等の放射能調査、検査、除染

（1）土壌等の放射能調査、検査

放射線モニタリング、放射線量分布マップ等に基づき、必要な地域について校庭、道路、田畑、公園、公共施設等の土壌を調査し、放射線量、放射能を検査。土壌放射能マップを作成。

（2）土壌等の放射性物質を除染

地域放射線量、放射性物質の現状の調査分析をもとに、校庭、道路、田畑、公園、公共施設等民地を含め、必要な地域について放射性物質を除染。放射線量を低下させるあらゆる手だてを講じる。

【 例：校庭 3.8 マイクロシーベルト/h → 1.0 マイクロシーベルト/h を超える校庭の表土を除去。郡山市は全国に先駆けて実施。今後、残土の処分方法を早急に確立する必要。
田畑については、農水省が放射性物質の除去方法について実証実験。モデル的に、多様な手法を試行、実施、今後、支援の必要。】

3、放射性物質を含む残土、がれき等の処分方法の確立

現行の法体系においては、放射性物質を含むモノ（廃棄物）について原発敷地内等については原子炉等規制法で規制されるが、環境基本法等の環境関連法規においては、放射性物質による汚染については基本的に適用除外となっている。放射性物質を含む残土、がれき等についても廃棄物法の適用がされず、処分方法が規定されていない。すなわち、法の空白がある。

放射性物質を含む廃棄物について、

- ① 環境省、経産省、農水省等の関係省庁において早急に協議し、必要な法改正を含め、収集・運搬・処分方法等について、ルールを策定。
- ② 一定のルールが策定されるまでの間、校庭の残土等については、原因者負担の原則に基づき、放射性物質の処理ノウハウを有する発生源たる原発の敷地内に一時保管。

等の方針を国の責任において明示すべきである。

4、放射性物質除去の研究開発、技術開発の促進

- ① 土壌、水からの放射能除去に関する研究開発、技術開発の促進。
- ② 民間の技術開発、導入を促進するため、民間の有する新しい処理方法等を公募し、官がオーソライズ。
- ③ 放射線の検査需要は急増しているが、検査機関は国・公益法人に限定されている。民間の研究機関等の活用を促進するため、専門性を担保するための登録制を導入し、国がその能力を証明。

Ⅲ. 子どもの健康を守る。県民の健康を守る。

1、放射線計量バッチの配布

子供の安心、安全のために、必要な地域について、医療分野で放射線技師等が胸に着けているバッチ式積算線量計を子供に配布し、一人一人の放射線量を把握、チェック。

2、健康調査、健康診断

県民一人一人について、健康への影響を長期間にわたり調査。

個人線量計の配布と、その解析、結果を各自治体で集約し専門家による指導。

子供を最優先に、原発の爆発直後に高濃度汚染地域に居住していた住民から、内部被ばくの検索（ホールボディーカウンターによる全身放射線量の検査）、健康診断の実施。希望者全員に同様の検査、健康診断を行える体制を確立。

3、子どもの「安心」・「安全」な運動場、遊び場の確保、教育環境の整備

通常の野外活動、公園の使用が制限。たとえ時間制限つきの安全宣言が出されていたとしても、乳幼児の保護者の不安は拭いきれない。成長期にある子どもにとって、運動は成長発達、精神的な安定に大きな役割。子どもたち、その保護者にとって、「安心」・「安全」な居場所、全天候型（屋内）の遊び場（砂遊び、水遊び等、各種の遊びや運動が行える場）を確保すべきである。

小学校から中学校にかけての時期は、運動能力が最も伸びる時期。教育環境の整備が重要だ。教育現場で児童が安心して授業に取り組めるよう、すべての

教室、体育館への冷暖房設備を設置すると共に、屋内プール、全天候型の運動施設（トラック、野球場など）を緊急に整備すべきだ。

4、子ども、高齢者を中心とした被災者の心身のケア

震災による様々なストレスによって、地域住民は大きな心の変調を来している。特に子どもにとっては生活環境の変化、将来の健康不安が心の苦痛に。包括的な心のケアが必要だ。また、高齢者にとっては、避難先での生活の長期化によって基礎疾患が悪化するなど、心身のさまざまな問題が生じており、十分なケアが必要である。

IV. 農産物、加工食品、工業製品等の検査、安全証明、産業別風評災害対策

「原発起因災害」の特徴は、風評被害が農業、加工食品、観光等にとどまらず、工業製品に至るまで、影響する産業が多岐にわたり、「風評災害」化していること。「風評災害」を克服し、地域の産業の復興再生を支援。

1、農産物、加工食品、畜産

農地の土壌検査、除染、土壌改良、安心の農産物の生産体制の確立。

農産物の出荷時期に検査、安全証明（「安全シール」の添付）、検査機器の増大等、万全な検査体制（畜産については全頭検査）を確立。

検査により安全が証明されたものについて、安全宣言で安全をアピール。

風評被害克服キャンペーン。

風評被害による価格下落は「個別所得補償予算(8千億)」を財源として活用し、補てん。営農意欲を支援。

畜産は、子牛、肥育、流通、販売がひとつのシステムとして機能するよう、総合的に支援。（出荷制限の影響を受ける牛の全頭買上げ、エサの支援、全頭検査、流通在庫の市場隔離、等）

2、観光

県内の観光地は、風評被害により観光客が激減。観光産業はすそのが広く、加工食品、地域特産品の小売等関連産業に影響。観光産業の活性化はいかに人を呼び込むかにかかっている。放射線量軽減対策とその効果をアピールする共に、国、自治体が総力をあげて、温泉組合等関連団体と連携し、「がんばろう！福島」（仮称）プロジェクト等のキャンペーンを実施。

3、工業製品産業別風評被害対策、産業再生へ

工業製品、建築資材等、産業別に風評被害を調査

根拠のない風評被害について国が是正指導

輸出用製品等について検査、安全証明

最大の風評被害対策は、放射線量の計測公表と放射線量低減対策

4、政府広報

国は農産物、加工食品、観光、工業製品等の風評被害を防止するため、政府広報により国を挙げて、国、自治体の取り組みをアピール、風評被害克服、地域安全キャンペーン等。

「フクシマ」の問題は、海外からみれば「ニッポン、JAPAN」の問題。国をあげて海外にもアピール。

V. 放射能、放射線の基準の明示と正しい理解

原発事故以来、放射線・放射能の健康への不安が広がっている。

その原因は、①公表される放射線量や、規制基準とされる数値が健康にどの程度の影響を与えるのか、十分に理解されてない。②専門家がそれぞれの立場から“専門意見”を述べ、統一見解がない。③メディアによっては、バランスを欠く一面的な報道をする例もあり、いたずらに国民の不安をあおる。

放射線・放射能の影響について、国民の皆さんに正しく理解してもらい、不安感を払拭する必要がある。国は、必要な対策を講ずる前提として、比較の基準を示しながら、放射能の影響について科学的、合理的な根拠に基づき、明確な基準、統一見解を公表するとともに、国民にわかりやすい説明をすべきである。

【例：100ミリベクレル以上の高線量になると、ガンになる確率0.5%増、治療以外は危険。100ミリベクレル以下は低線量で、発がんリスクは、喫煙などの発がんリスクと見分けがつかないほど小さいとされる。原発事故の収束過程等、放射性物質の汚染地域で生活しなければならない一般の人にとっては、できるだけ低いのが望ましいが、20ミリベクレル以下なら生活しても問題はないとされている。(国際放射線防護委員会) ※しかし、乳幼児、子どもには特別な配慮が必要。できるだけ低線量が望ましいが、多くの放射線医学の専門家は、10ミリベクレル以下では、健康のリスクが上がるとは考えていないとされる。

(参考)：100ミリベクレルを超える比較基準として生活習慣病の発ガンリスク、喫煙 1.6、飲酒 1.4 (日本酒で1日2~3合)、野菜不足 1.06。

自然界にある放射線量は1 (日本) ~10 (ブラジル)、医療における放射線診断線量CT検査は、6.9ミリベクレル。

例：規制基準とされる数値は、「1年間、飲み、食べ続けた場合の数値」

例：内部被ばくと外部被ばく。外部被ばくは、放射線量の問題だが、内部被ばくは、放射性物質を体内に取り込むため、その影響は大きい。】

VI. 風評被害への適切な補償

1、規制と補償は一体

福島県の農産物は、総理指示により県全域を対象に一律に出荷制限・摂取制限。出荷制限等の規制による直接被害、風評被害は一義的には東電、最終的には国が責任をもって万全な補償。

2、風評被害と相当因果関係

原発事故に起因する風評被害は、農業はもとより加工食品、観光から建築資材、製造業の生産現場等に至るまで広範囲に拡がり、業種を問わず幅広い分野で企業活動が大きな打撃を受ける。相当因果関係の範囲において適切に補償。

VII. 「原発起因災害」への国の財政支援「原発起因災害交付金」を創設

校庭の表土の除去、田畑の除染、各種検査、安全証明、健康調査、健康診断、心のケアには多額の財政支出が伴う。

国直轄で実施するものを除き、自治体には大きな財政負担。被災した自治体は、今後大幅な税収減も予測され、自治体、国民の責めに帰せざる費用について、「災害」として、国が責任を持って財政支援。

「原発起因災害」対策は個別の対策の必要性が地域により異なり、補助金はもとより、自治体がニーズに応じて柔軟に対応できる「原発起因災害交付金」を創設。さらに、特別地方交付税も傾斜配分。

VIII. 雇用の確保、企業再生、地域の活力を取り戻す

企業が復活しなければ雇用は生まれない。雇用が復活しなければ復興はない。

復興のためには企業の再建、産業競争力の強化が不可欠。原発事故の収束と併せて雇用の確保、企業の再生に今すぐできることから緊急に取り組む必要がある。

1、二重ローン対策、「地域創造復興国策ファンド」を創設

企業はリーマンショック後、既存債務の信用保証、利子補給、繰り延べを受けている。さらに、震災により設備、財産を既存、新規の融資を受ければ二重の債務を負う。

二重ローン対策は復興のために不可避免的に重要だ。既に、復旧、復興のための信用補完の拡充、公的な低利融資制度も拡充、強化された。しかし、融資だけで企業を再建することは、極めて困難、融資には限界がある。必要なのはニューマネー、特に資本、中小企業に直接資本を出資、注入する新たな仕組み、「地域創造復興国策ファンド」が必要だ。

「地域創造復興国策ファンド」は、地域金融機関、政府系金融機関と連携し、資本の出資（種類株等）を中心に、既存債務の買い取り、債務の株式化、新規融資等により、被災地中小企業再生への国家的投資として捉え、従来の発想を超えた大胆な企業再生に取り組む。

「地域創造復興国策ファンド」は、国の資金と共に被災地を応援する日本国中の資金を求める。

2、警戒区域等の科学的、合理的な見直し

原発の警戒、避難区域等立ち入りが制限された区域に拠点を持つ企業は7千社（震災前の雇用2万人超）、多くの企業は事業継続のめどが立たず、運転資金にも窮している。企業の移転、廃業が続けば、雇用の受け皿が減少、地域の復興も遅れる。警戒区域内は放射線量の低い地域もあり、区域内の放射線量を詳細に調査し、低線量の地域は立ち入り制限を解除し、企業活動を再開させる必要がある。警戒区域設定の目的と雇用の確保、企業再生と比較考慮し、立ち入り制限は、科学的、合理的に、必要な限度に絞り込むべきである。

3、警戒区域等の地域再生行程表を急げ。希望の選択肢を示せ

警戒区域等は立ち入りが制限され、十万人に及ぶ県民が将来の展望が全く見出せないまま放置されている。原発事故収束工程表は策定された。再爆発の可能性も低く、原発敷地内からの放射線量も低下し、飛散を封じ込める対策も予定されている。政治家は現実を直視し、今からでもすぐに対策に取り組み。今からでもすぐに全域の放射線量を調査し、まず土壌の検査、除染に取り掛かることを手始めに、安全、安心を確保し、地域住民の意向を踏まえながら、「地域再生工程表」をつくり、福島県の被災者に希望の選択肢を示すべきだ。